

答弁書第一三三号

内閣参質一七四第一三号

平成二十二年二月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長江田五月殿

参議院議員鶴保庸介君提出鯨肉の水銀汚染調査報道に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員鶴保庸介君提出鯨肉の水銀汚染調査報道に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の調査は、太地町からの要請を受け、現在、国立水俣病総合研究センターにおいて「クジラ多食地域におけるメチル水銀曝露に関する研究」として実施しているものである。当該調査の実施に当たつては、太地町において打合せ会議を開くなど現地関係者と相談をしながら進めており、公正に行つているものと認識している。今後、結果について公表を行うに際しても、公正かつ客観的根拠に基づいて行つてまいりたい。

二について

鯨肉の摂食については、農林水産省のホームページにおいて正確な情報の提供を行つている。

三について

我が国の調査捕鯨は国際捕鯨取締条約（昭和二十六年条約第二号）に従つて公海上で実施されている合法的な活動であり、政府としては、引き続き関係省庁が連携して調査捕鯨に対する妨害活動への対策を講ずるとともに、調査捕鯨に対する国際的理解を得られるよう努めしていく考えである。

